未内見・未退去・未完成物件の契約同意書

甲(貸主)･乙(借主もしくは入居者)は下記対象物件を未内見、未退去及び未完成の状態にて契約します。
その際、下記条項を甲・乙・仲介会社・入居者が同意し契約するものとします。

１．甲･乙は当該物件が未内見、未退去、未完成のいずれかの状況により、内装完了後の状況を見ずに契約するものとします。契約にあたり甲・乙・仲介会社間にて、予め当該同意書に合意し、信頼関係の中での契約とします。

２．当該物件にて引渡し前に設備等の不具合や破損等により生活に支障を来たす事情が発生した場合は、甲の判断・方法により甲は修繕対応するものとします。ただし、生活に支障をきたさないと甲が判断した「室内の床や設備についている既存傷」や「クリーニングではなくならない床や設備の既存のシミや日焼け等の跡」等については、既存でのお引渡しになりますので予めご了承ください。

３．引渡し時の現況（内装状況や間取り等）については、乙及び入居者は交渉できないものとします。予め確認していただいた内装の写真や間取りと現況が異なる場合は現況を優先するものとします。
※室内については設備のメーカー・色味・機能等の相異、もしくは変更の可能性があります。

４．各マンションが対応するインターネット回線の宅内への引き込み場所については、各戸宅内への引き込みが物理的に可能な場所に設置されており、宅内への引き込み場所の移動はできませんので予めご了承下さい。借主が宅内にて自身のインターネット使用場所まで配線を行う場合は借主の責任と負担によるものとし、宅内配線の方法は原状回復が可能な方法にてお願いします。

５．第２項における前入居者による生活に支障をきたすような設備の不具合や破損等が生じた場合、その対応が万が一乙の入居日に間に合わない時は、乙は入居後でも甲による修繕を認めるものとします。その間、対象となる設備の機能を使用できない期間があることを乙は了承します。ただし、入居後の修繕対応が明らかに難しい内容（歩けないほどの床の損傷等）については、入居日を考慮し、引渡し日や対応の仕方については甲・乙・仲介会社間にて相談するものとします。また、天災地変等（自然災害や疫病等の不可抗力な現象）による原因によって契約始期日での引渡しが万が一間に合わない場合は甲・乙・仲介会社間にて対応を相談するものとします。

６．万が一、契約前に上記１条から５条の取り決めの中で信頼関係の欠如によりキャンセルもしくは契約破棄になった場合は、乙が支払った甲への契約金額を甲は乙に返金するものとします。ただし、甲・乙・仲介会社供に損害賠償等はできないものとします。

以上について、甲・乙・仲介会社・入居者は同意します。

対象物件名：月村マンションNo.　-　号室　　年　月　日

甲 氏名　　印　　乙 氏名　　印

仲介会社　　印　　入居者　　印